

## ○ 参 考

### ● 工事協定書(例)

#### 第1条(目 的)

この協定書は、品川区〇〇〇丁目〇〇番地(住居表示〇〇番〇〇号)に建築予定の建築物(以下「本件建築物」という。)に伴う近隣関係住民(以下「甲」という。)と建築主〇〇〇〇(以下「乙」という。)及び施工者〇〇〇〇(以下「丙」という。)との間において工事等に関する協定事項を確認し、各条項の誠意ある履行を約定するために作成する。

#### 第2条(建物の規模、構造、配置、日影等)

乙の建築する本件建築物の規模、構造、配置、日影等は別添図面のとおりとする。  
ただし、協定締結後本件建築物(屋上利用も含む)について、甲に日影等の影響を与えるような設計変更する場合には、乙は事前に甲と協議した上で行う。

#### 第3条(電波障害)

1. 乙は工事着工前及び着工後に近隣の電波状態を調査し、本件建築物によって甲が電波障害を受けた場合は、共同アンテナまたは、CATV、その他の設備を設置して復調させる。
2. 工事期間中に障害が生じた場合には、乙は直ちに暫定処置として仮設のアンテナを建てる等の対策を講ずるものとする。
3. 電波障害対策に要する費用は乙の負担とし、維持費については、甲、乙双方で協議の上決める。

#### 第4条(風 害)

本件建築物に起因するとみなされる風害により家屋等に損害を与えた場合においては、乙が責任をもって補償又は修復、補強等の措置を講ずる。

#### 第5条(プライバシー)

本件建築物によって甲の日常生活におけるプライバシー等の迷惑を及ぼす恐れがある場合には、甲、乙双方が協議の上、本件建築物の窓に目隠し等の措置を講ずる。

#### 第6条(工事期間)

本件建築物の工事期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日頃から平成〇〇年〇〇月〇〇日頃までとする。乙、丙は、工事予定期間を変更しようとする場合は、甲に事前に連絡する。

#### 第7条(作業時間)

作業時間は原則として午前〇〇時から午後〇〇時までとする。なお、日曜、祝祭日は作業をしないものとする。ただし、丙はやむを得ず作業時間を延長するとき、もしくは日曜、祝祭日に作業する場合は、あらかじめ甲に連絡する。

#### 第8条(工事現場の安全管理等)

1. 丙は、防火、防犯、風紀、衛生等のトラブルを起こさないよう万全を期することはもとより、万一発生した場合は、迅速に処理解決する。
2. 丙は、工事現場内において、拡声器による作業員の呼び出しやラジオ等による騒音については、地域住民の迷惑にならぬように十分注意する。
3. 丙は、鉄材その他建築資材等を車両から積み下ろしまたは、移動する場合は騒音・振動等を和らげる措置を講ずる。
4. 丙は、工事中、甲の家屋及び、付属物等を破損、損傷しないようシート及び金網を張るなど安全かつ十分なる対策を講じた上で作業を行う。

5. 丙は、隣接地及び道路に面する部分には、仮囲い、朝顔等の養生をし、危険防止施設を設ける。
6. 丙は、本件建築物の工事により、道路上あるいは甲の敷地内に落ちたゴミ、資材破片、土砂等を逐次清掃する。
7. 丙は、道路上に資材等を放置しない。

#### 第9条（工事関係車両対策）

1. 丙は、工事用車両の出入りに際しては、常時ガードマンを配置して歩行者その他に対して安全上誘導、監視を行う。
2. 丙は、特に園児、学童、生徒の登下校時においては、交通安全対策に万全の措置をとる。
3. 丙は、工事関係車両を原則として周辺道路に駐車させないこととする。ただし、資材の積み下ろし等でやむを得ない場合については、作業終了後速やかに移動させることとする。尚、車両によるエンジン騒音についても十分な注意を払うこととする。

#### 第10条（家屋等の損傷）

1. 丙は、工事着工前に甲の立ち会いの上、甲の家屋等を調査（写真撮影等）する。
2. 丙は、本件建築物の工事施工に起因して甲の家屋及び、付属物等に損傷を与えた場合は、速やかに、現状に回復する等必要かつ最善の措置を講ずる。
3. 乙及び丙は、連帯してその責に任じ、誠意を持って事故処理にあたる。

#### 第11条（連絡体制）

丙は、工事に伴う近隣住民からの苦情、被害等の処理を円滑に行うために、工事現場に担当責任者を置くとともにその氏名を現場に提示する。

担当責任者氏名 ○○○○○ 現場事務所 ☎（ ）

#### 第12条（協定事項の違反）

1. 工事中において、丙に協定事項の重大な違反が発生した場合には、甲は当該行為の一時中止要求することができる。
2. 前項の場合、甲及び丙はただちに協議を行い、誠意をもって解決にあたる。

#### 第13条（協定書の取り扱い）

1. 本件建築物が名義変更により所有権が移転された場合も、本協定は継承する。
2. この協定書に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙は相互に協議を行い、誠意を持って解決に当たる。

以上

上記協定事項は、甲、乙、丙三者間において協議の上決定した事項であり、各々三者はお互いに誠意と責任を持って本協定を遵守する。その証として、本協定書○通を作成し、各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 近隣関係住民代表 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

乙 建 築 主 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

丙 施 工 者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印